

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3号の規定に基づき、本職が物件を下記のとおり保管しており、この物件の所有者、占有者その他権限を有する者からの申し出により返還する。

なお、期限までに申し出がない場合は、本職においてこの物件を処分するので申し添える。  
以上、河川法第75条第5項の規定により通知する。

平成24年1月6日

河川監理員 長野県須坂建設事務所長

### 記

- 1 保管した物件の名称又は種類  
コンクリート製品（U字溝）
- 2 保管した物件の形状及び数量  
U字溝49個が野ざらしになっていた。
- 3 保管した物件の放置されていた場所  
須坂市大字八町字久保山1337-1地先（鮎川河川敷）
- 4 物件の保管を始めた日時  
平成24年1月6日
- 5 物件の保管場所  
同場所
- 6 返還する際に必要な手続き  
当所に連絡をいただきたい。
- 7 期限  
平成24年1月19日

問い合わせ先 住 所 須坂市大字須坂字中縄手 1699-11  
氏 名 長野県須坂建設事務所維持管理課  
連絡先 026-245-1671